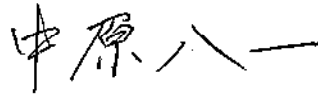


新潟市職員の兼務等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月26日

新潟市長



新潟市規則第21号

新潟市職員の兼務等に関する規則の一部を改正する規則

新潟市職員の兼務等に関する規則（平成19年新潟市規則第129号）の一部を次のように改正する。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（福祉事務所の職員の兼務）

第7条 区役所の副区長に命じられた職員は、その職に命じられた間、辞令を用いることなく、福祉事務所の所長を兼ねるものとする。

2 区役所において新潟市福祉事務所設置条例（昭和26年新潟市条例第61号）第2条に掲げる事務に従事する職員（副区長を除く。）は、その事務に従事する間、辞令を用いることなく、それぞれの区役所が位置する区域を所管する福祉事務所において同一の事務に従事する所員の職を兼ねるものとする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。